

統計研究参考資料

No. 26

アメリカ合衆国における農業労務請負制
——調査結果と解説——

1986年12月

法政大学

日本統計研究所

目 次

I	アメリカ合衆国における農業労務請負制	1
	概 要	1
	1. はじめに	1
	2. 法 律	1
	(1) 農業労務請負人登録法 (FLCRA)	2
	(2) 移動・季節農業労働者保護法 (MSPA)	3
	3. 農業労務請負人	4
	(1) 所 在	5
	(2) 請負人の使用人	6
	(3) 輸送と住居	6
	4. 請負チーム労働者	8
	(1) 農業活動と所在	8
	(2) 人口動態上・経済上の特徴	10
	(3) 労働日数別にみた請負チーム労働者の特徴	14
	5. 請負チーム農業労働者と請負チーム外農業労働者の比較	17
	(1) 人口動態上・世帯上の特徴	17
	(2) 経済上の特徴	18
	6. むすび	19
II	農業労務請負人の活動と規制	20
	概 要	20
	1. 農業労働者および農業労務請負人の諸傾向	21
	2. 農業労務請負人にかんする連邦規制	27
	3. 不法入国労働者と農業労務請負人	28
	訳者あとがき	34

I アメリカ合衆国における農業労務請負制

概 要

1931年の間に、全雇用農業労働者の10%にあたる約25万人が農業労務請負人のもとで働いた。請負チーム労働者の大半（53%）は白人であり、28%がヒスパニック、19%が黒人・その他の人種グループであった。

請負チーム労働者の大部分は合衆国の南東部、北中央五大湖州、南西部および南太平洋沿岸地方に所在した。彼等の平均年収は2,772ドルで、そのうち1,936ドルが農業労働によるものであった。1981年において、請負チームの仕事のため農業労働者を雇用する証明書下付の登録をした9,774人のうち2,557人が労働者をあちこちの圃場に輸送する労働省の認可を得た。また、827人が彼等の雇用者に住居を与える認可を得た。

1. はじめに

農業労務請負制は労働需要のピーク時に、農業者に対して労働者を提供することによって農業という産業に欠かすことのできない用役を提供している。マスコミはしばしば請負人の弊害の実例を報じてきたが、請負人あるいは彼等が雇う農業労働者について決定的な情報はほとんど公表されたことがない。

本報告書は、請負チーム労働者を保護し、また請負人の活動を規制することを企図した連邦法についての情報を提供するとともに、請負チーム労働者ならびに請負チーム外労働者の2つのグループにかんする情報も提供する。本報告書は請負チーム労働者の生活・労働条件がどれほど改善されているかについて示唆を与える。本報告書に利用されたデータは合衆国労働省雇用基準局および農務省農業賃金労働者調査からえられたものである。分析は最新の利用可能な1981年のデータによっている。

2. 法 律

農業労務請負仕事の季節的、一時的性格が請負人に悪用の機会を与えている。請負チーム内の労働者はしばしば雇用を大いに必要としているが、自分の関与しない仕事については労働者としての権利に目ざめていない。労働者も農業雇主とともに彼等がかかわっている請負人のことについてはよく知らないことが多い。この状態が無責任な請負人に労働者や農業雇主につけてむ機会を与えるのである。

若干の請負人は労働者の給料支払を差止めたり、不衛生な住居を与えたり、危険な車を使

って労働者を輸送したり、自分が供給する商品やサービスを労働者に掛け値で売るなどして、農業雇主との契約を履行しないとの非難を受けてきた。このさいごの場合には、労働者はかんたんに請負人に対する債務者になってしまう、その結果、借金を返済するためひきつづき働くことを強制される。そこに、労働者を隷属させる請負人がでてくるとも稀ではない。これらの弊害を抑えるために議会は労働者と農業雇主の双方を保護する法律を施行した。

(1) 農業労務請負人登録法 (FLCRA)

十分に需要の満たされない合衆国の農業労働力を補充するため、合衆国政府は1942年から1962年までの間ブラセロ計画 (Bracero Program) によってメキシコ人労働者を連れてきて農業労働に従事させた。1961年に議会在この計画を継続するかどうかを決定しようとしたとき、いくつかの公共機関や政府機関は、国内労働者に対するブラセロ計画の影響について懸念を表明した。この計画がもっとも強力に行われた地域、とくに西部では、調査の結果によれば、合衆国の農業労働者の失業と低賃金、それに、貧しい住居と保健施設という証拠が示された。議会はアメリカ農業労働者の諸条件を改善するため一連の法案を提出した。これらの法案の一つが農業労務請負人登録法 (FLCRA) として可決された。

農業労務請負人登録法は、無責任な農業労務請負人 (請負チームリーダーとも呼ばれる) から移動農業労働者および農業雇主を守るため1963年に制定された。可決の後、修正されたこの法律は、移動労働者を広く定義して、主たる雇用が農業であったか、又は、季節的、臨時的たてまえで農業労働に従事した個人とした。この法律は、請負人を定義して、自分の直系家族員をのぞく移動労働者を農業に雇用するため募集、勧誘、雇用、供給、輸送することによって報酬をえた人としている。

この法律はすべての農業労務請負人に対して労働省から登録許可書を受けよう命じている。しかし、個人的に自分の経営のため移動労働者を募集した農業者、加工業者、罐詰業者、綿繰業者、包装工場経営者、種苗園従事者は登録の必要がなかった。この法律は又、もし偶然の機会に自分の雇主のため労働者の募集や輸送に従事したのであれば、農業者のような適用外の雇主の下にある専従あるいは恒久的使用人を登録から除外した。コンバインによる取入れ、乾草収穫、羊毛刈作業を請負うオペレーターもまた登録から除外された。販売、養殖、雛くちばし先端除去、雌雄鑑別、保健事業に従事する家畜請負作業オペレーターも除外された。また、自分の恒久的住居から半径25マイル以内の州内で1年13週間未満農業労務請負の仕事に従事した人も除外された。この法律および付随規定もまた請負人が従うべき規則を示している。そして違反を点検し、この法律を施行する権限を労働長官に与えた。請負人は、もし以下のことに違反するとき登録認可書の取上げ、発行の拒否、

罰金および監禁条項を受ける。

すなわち、請負人としての活動に従事する以前に適切な登録認可書を入手すること、住所の変更を労働省に届け出ること、適用される住宅および輸送の規則に従うこと、請負活動に従事するあいだ登録認可書を携行し、請求のあり次第、労働者および農業雇主に提示すること、労働条件または自分が農業雇主と結んだすべての取決めを自分の労働者に明示すること、文字で書いたか、あるいは印刷した給料支払計算書を労働者に提示すること、支払うべき適正な金額をすみやかに労働者に支払うこと。

請負人はまた労働者に請負人のような特別の立場の人物から品物やサービスを購入するのを強いたり、証明書不所持の外国人労働者を雇用したりすれば農業労務請負人登録法違反となった。

農業雇主もまた農業労務請負人登録法の諸条項に責任があった。彼等は正当な手続きを経た労働省登録の請負人のみを雇用しうる。そして請負チーム労働者の給料支払記録を保持するか、あるいは請負人から給料支払にかんする情報を入手していなければならなかった。この法律に違反した経営主は労働省登録請負人のサービスおよび労働者紹介サービスを3年のあいだ拒否される。

労働省は、農業労務請負人登録法について、農業労働者を輸送し、監督し、雇用した一部の農業雇主およびその使用人を請負人として登録するために必要なものであると判断した。

農業雇主がこの判断に異議を唱えたため議会は農業労務請負人登録法の再検討をはじめた。

(2) 移動・季節農業労働者保護法 (MSPA)

農業雇主は、彼等およびその使用人の一部を請負人として登録することを要求する労働省の決定は彼等に不必要な義務を課するものであるし、農業労働者の労働市場条件を改善しないものと判断した。移動・季節農業労働者保護法 (MSPA) が農業労務請負人登録法 (FLCRA) に代って 1983 年に施行された。MSPA は農業労務請負人として労働省に登録しなければならないものを FLCRA よりも一そう明確に定義した。

MSPA は農業雇主とその使用人および農業者組合 (Farm Associations) を請負人として登録することから特に除外した。MSPA はまた、この法を適用する労働者の定義を一そう明確にした。

この法律では請負チームリーダーのもとで働く移動農業労働者ばかりでなく季節農業労働者をも特別に含むことになった。FLCRA では、移動労働者の範囲を広く定義したばあ

いにより季節労働者を含んだのである。MSPAは農業労務請負人を定義して、移動・季節農業労働者を募集、勧誘、雇用、使用、供給、輸送して報酬を得る人としている。しかし、この法律は一切の農業雇主、農業雇主組合、およびそれらの使用人といったいくつかのグループを登録対象から除外している。

当人或は直系家族が所有するか経営する農場、加工・種子調整施設、罐詰工場、綿繰工場、包装工場、種苗園のために農業労務請負をする人はすべて同様に請負人として登録する必要がなかった。MSPAは前年のいずれかの四半期の間に500労働日未満の労働者を使用する小規模経営を除外している。この法律はまた、運輸業者、労働および非営利慈善団体を除外するとともに、請負人の家または業務施設から州内半径25マイル以内で年13週未満の地方的で短期の請負活動を除外している。また、FLCRAの下で除外されたコンバイン請負作業およびその他の請負作業も除外する。

MSPAは本質上、FLCRAが果たしたのと同様の労働者保護を与える。

農業労務請負人、農業雇主、農業雇主組合は、自分達の移動・季節労働者に労働条件、賃金・雇用条件について十分な情報を提供しなければならず、自分達の労働者にかんする詳細な雇用記録を保持していなければならない。労働者のため住宅と輸送を供給する農業労務請負人は所定の安全・衛生基準を順守せねばならない。MSPAは、これらの雇主グループが季節・移動労働者について適用される労働条件のすべての条項に反することを禁じている。MSPAは請負人が特定の事業所又は人々から品物やサービスを買うよう労働者に要求することを禁じている。そして、証明書不所持の外国人労働者を雇うことを非合法としている。MSPAは移動労働者を定義して、季節的または臨時的なたてまえで農業に雇われ、しかも、雇われている間は泊りがけで恒久的な住居から離れて滞在しなければならない人としている。季節労働者とは季節的または臨時的なたてまえで農業に雇われるが泊りがけで家を離れて滞在することのない人である。これらの定義から除外されるのは農業雇主の直系家族および農業請負人ならびに証明書不所持の外国人労働者である。労務請負人および請負チーム労働者にかんする以下の論述はFLCRAが施行されていた1981年に収集されたデータをもとにしている。MSPAにかかわる請負チーム労働者のもと新しい人口動態や経済関係のデータは利用できなかった。

3. 農業労務請負人

農業労務請負人にかんするデータは労働省あての農業労務請負人登録認可の申請書からえたものである。この申請書は、請負人の居住地、遂行する仕事の種類、年間つねに請負チーム労働者として予定しうる最大限の人数、請負人が雇用するあいだ輸送や住居を労働者に与

えることができるかどうかといった請負人についての情報を与える。

農業労務請負人は農業雇主に対して労働者を確実に供給し、また、労働者に対しては雇用
の手段を与える。農業活動の多くは短期的かつ労働集約的であるからもっぱらピークの季節
に多数の雇用労働者が必要とされる。

これらのピーク時に雇主の多くは自ら助力者を雇用するが、あるものは請負人にたよるの
が楽だし効率的だと考えている。地方的な農業労働者の供給が不十分な地域あるいは言語の
障壁で雇用の困難な地域では、一部の雇主は必要とする労働者の入手にさいして請負人に依
存する。

労働者の方も仕事をみつける手ずるをうるため、そして、1年のあいだの総就労時間を拡
大するため、また、必要とする輸送と住居を得ようとして請負人に依存する。

(1) 所 在

1981年において、9,774人の農業労務請負人が農業労働者を募集するため労働省に登録
されていた。(表1)

これら請負人は、登録申請の時点では、その過半(52%)は南東部(連邦標準地域IV)
に、23%が南西部(地域VI)、15%が南太平洋沿岸部(地域IX)に所在していた(Fig. 1)

全国の請負人の大部分はこれらの地域に所在していた。そのわけは、これらの地域には
労働集約的な果実、野菜、メロンの生産が著しく集中して農業を支配しているからである。

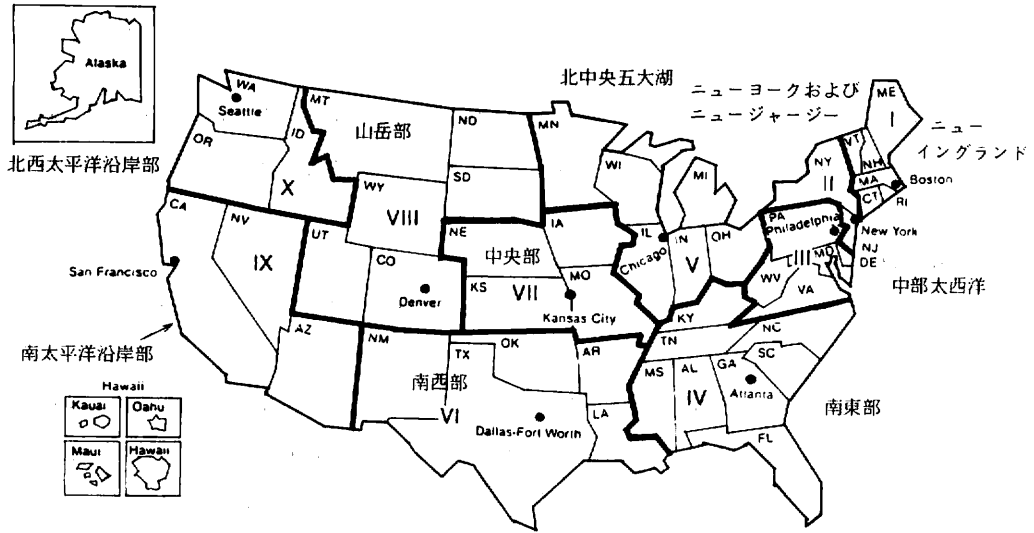
表1. 農業労務請負人とその使用人, 地域別, 1981.1.1~12.20

地 域		請 負 人		同 使 用 人	
合 衆 国		9,774 人	100 %	8,582 人	100 %
I	ニューイングランド	8	0	2	0
II	ニューヨーク, ニュージャージー	155	2	64	1
III	中 部 大 西 洋	150	1	106	1
IV	南 東 部	5,048	52	2,608	30
V	北 中 央 五 大 湖	347	3	1,767	21
VI	南 西 部	2,222	23	877	10
VII	中 央 部	85	1	1,295	15
VIII	山 岳 部	49	1	55	1
IX	南 太 平 洋 沿 岸 部	1,498	15	1,689	20
X	北 西 太 平 洋 沿 岸 部	212	2	119	1

出所：労働省雇用基準局

(1) 農業労務請負人として登録された農業使用人，農業組合およびその使用人を含む。請負人の使用人とは請負人を助けて労働者を募集，輸送するため雇われるものである。農業雇主の多くは請負人に依存して，これら作物の植付や収穫のため季節労働者を調達したのである

Fig. 1 連邦標準地域区分



(2) 請負人の使用人

一部の農業労務請負人は労働者の募集や輸送の手伝いをさせるため使用人を雇う。これらの請負人は労働省から登録認可を得ることが必要である。労働省は，1981年には8,582人の使用人の登録を認可した。その大部分は南東部，北中央五大湖，南太平洋沿岸部に所在した。北中央五大湖や中央部など若干の地域では登録した請負人の数より使用人のほうが多かった。このわけは，主として，これらの地域における大規模な種子とうもろこしや野菜や果実の会社が請負人として登録することを要求されたし，労働者を輸送したり募集したりする使用人が請負人の使用人として登録することを要求されたからである。FLCRAの下では，とうもろこしの穂取りのため6-8週のあいだ労働者を募集する会社も登録を免除されなかった。これらの会社はMSPAのもとでは登録を免除されている。

(3) 輸送と住居

農業労働者を輸送したり住居を与えた請負人は，そのようなことをする認可を労働省か

ら得なければならない。1981年において、輸送の認可申請 2,552、住居のそれは 827 であつた。(表 2)

表 2 輸送と住居の供与認可申請、地域別、1981. 1. 1 ~ 12. 1

地 域	輸 送 認 可		住 居 認 可	
	合 衆 国	2,552	100 %	827
I ニューイングランド	2	0	2	0
II ニューヨーク, ニュージャージー	55	2	18	2
III 中 部 太 西 洋	55	2	14	2
IV 南 東 部	1,828	72	609	74
V 北 中 央 五 大 湖	116	5	31	4
VI 南 西 部	351	14	76	9
VII 中 央 部	26	1	4	0
VIII 山 岳 部	5	0	7	1
IX 南 太 平 洋 沿 岸 部	102	4	64	8
X 北 西 太 平 洋 沿 岸 部	12	0	2	0

出所：前表と同じ

これらの申請の大部分は南東部および南西部からでており、登録請負人の大部分の地域と同じであった。輸送と住居供与の認可数(表 2)と登録請負人の数(表 1)とをくらべてみれば、請負人のうちわずかなものがこれらの認可を申請したにすぎないことが分る。

すなわち、請負人の約 26% が輸送認可を申請し、10% 以下のものが住居供与の認可を申請した。労働者に対して住居供与や輸送の認可を受けるためには請負人は一定の要件を満たさねばならなかった。すなわち、事故が発生し請求が提出されたとき、請負人は乗物の損害賠償責任保険の証拠書類あるいは財政上の弁償責任の証拠書類をもっていなければならなかった。労働者を輸送するには使用されるすべての乗物が確認され、連邦および州の安全・保健基準に合致することを示す書類を提示せねばならない。認可された乗物の運転手は有効な運転免許証および健康状態が良好で適切に運転をなしうることを示す医師の証明書を持っていなければならない。

住居供与の認可が与えられる前に、請負人は使用に供される住宅施設を確認し、その住居が連邦・州の安全・衛生基準に合致したという証拠書類を労働省に提出せねばならず、住居の状況は各機関に郵送されねばならない。

住居と輸送の認可要件については、MSPAでは請負人が指定された条項に従わねばならないことを要求しているほかは、MSPAもFLCRAも異なる。

事実上、この要件はFLCRAと違わない。なぜならば、労働省のFLCRAにかんする解釈は、これらの雇主を農業労務請負人の中に入れておき、彼等はFLCRAの住居および輸送の要件をみたさねばならなかったからである。2つの法律のあいだにあるそれ以外の違いは、MSPAでは、請負人と雇主は、もし彼等の労働者が州の労働者補償法の適用を受けるならば、乗物あるいはその他の賠償責任保険をもつ必要がないということである。

しかし、雇主は使用人ではない乗客を輸送するためと労働者補償法の適用を受けない使用人のため、やはり賠償責任保険の手段をとらねばならない。FLCRAではすべての労働者について賠償責任保険が必要であった。

4. 請負チーム労働者

以前には統計データがないことから請負チーム農業労働者の性格についての情報はほとんど入手できなかった。本報告書は請負チーム労働者の経済的・人口動態上の性格について新しいデータを提供する。これらのデータは請負チーム労働者の特性を明らかにするのに役立つ。なぜならば、この集団は等質ではないからである。請負チーム労働者のデータは1981年農務省農業賃金労働者調査による。この調査はセンサス局の人口現況調査（CPS）に追加して行ったものである。CPSは労働力データを収集するため設計された世帯調査である。

この農業賃金労働者調査は隔年の12月に実施されている。ここでの分析はFLCRAが施行されていた当時のデータにかんするものである。雇用農業労働者が請負チームのメンバーであったかどうかを決めるため、調査員は1981年の調査対象について、請負チームのリーダー又は請負人が1981年じゅうのいずれかの時期に、現金賃金をうるため農業労働に従事しようとする労働者を募集あるいは輸送したりしたかどうかをたずねた。その労働者が請負チームの一員であったと識別されれば、次に、請負チームにいた間に従事した農業労働日数をたずねた。調査員は農業労働者の経済的・人口動態上の特徴にかんする追加データを収集した。また、請負チーム外の農業労働者の特性についても同様の情報を得た。

1981年農業賃金労働者調査によれば、約25万人の農業労働者が実際に農業労務請負人のもとで働いた。彼等は1981年の雇用農業労働者総数250万人の10%であった。これらの労働者の一部は1年のあいだにいくつかの請負チームで働いているとみられる。

(1) 農業活動と所在

1981年に請負チーム農業労働者の大部分を雇用したのは穀物、果実と堅果、野菜とメロ

ンなどを生産する農場であった。(表3)

請負チーム労働者のうち穀物生産に働くものももっとも多くて28%、果実と堅果が24%、野菜とメロンが18%であった。

これらの労働者は、大がいに、上記作物の植付、収穫、間びきに従事した。穀物生産に働いた労働者の多くは、コンバインによる請負収穫作業のオペレーターによって雇用されたのであろう。

表3 請負チーム農業労働者および請負チーム外農業労働者の所在地域と農業活動(1981)

地域と活動		請負チーム農業労働者		請負チーム外農業労働者	
		千人	%	千人	%
合 衆 国		250	100	2,242	100
連 邦 標 準 地 域	I ニューイングランド	4	2	56	2
	II ニューヨーク, ニュージャージー	0	0	101	5
	III 中 部 大 西 洋	3	1	116	5
	IV 南 東 部	53	21	514	23
	V 北 中 央 五 大 湖	45	18	335	15
	VI 南 西 部	22	9	362	16
	VII 中 央 部	43	17	226	10
	VIII 山 岳 部	6	3	101	5
	IX 南 太 平 洋 沿 岸 部	58	23*	275	12
	X 北 西 太 平 洋 沿 岸 部	16	6	156	7
主 な 農 業 活 動	穀 物	71	28	417	18
	綿 花	13	5	102	4
	た ば こ	19	7	259	11
	そ の 他 耕 種	19	8	339	15
	野 菜 ・ メ ロ ン	44	18	263	12
	果 実 ・ 堅 果	60	24 *	212	10
	肉 牛	2	2	174	8
	酪 農	3	1	166	7
	そ の 他 家 畜	3	1	123	6
	種 苗 ・ 温 室	11	4	64	3
そ の 他	5	2	123	6	

* 95%信頼水準で請負チーム外農業労働者の比率との有意差あり
出所：農務省経済調査局「農業賃金労働者調査」未公表データ。

これらのオペレーターは FLCRA のもとでは、請負チームリーダーとして登録する必要はなかったのだが労働者たちは、調査のさい、自分を請負チーム労働者だと名乗ることが多かった。

大部分の請負チーム労働者は南部（連邦標準地域ⅣとⅥ－30%）中西部（ⅤとⅦ－35%）西部（ⅨとⅩ－29%）に所在しており、穀物、果実と堅果、野菜とメロンの生産に集中している。

1981年12月の調査実施時には、北東部には請負チーム労働者はほとんどいなかった。この理由の一部は、請負チーム労働者は夏から秋にかけて作物の収穫とともに北上するが、12月には冬作物収穫のため南に戻っているためである。おそらく北東部において請負チーム労働者が少ないことより大きな理由は、この地域の農業者、とくにりんご生産者がその作物を収穫するのに臨時外国人農業労働者（H－2労働者）に依存することが多いためである。H－2労働者は、一般には、この調査データには含まれない。というのは、H－2労働者の大半はこの調査が行われる12月まえに母国に帰ってしまうからである。

(2) 人口動態上・経済上の特徴

請負チーム労働者の大半は白人（53%）で若く（67%が25才以下）で移動労働者ではない。（表4）

25才以上の請負チーム労働者の70%は8年の教育年限を修了していなかった。請負チーム労働者の年間の主な業態をみると、ほぼ半数が通学であった。（表5）

通学が大きな割合を示すのは、請負チーム労働者では25才以下が大きな割合を占めているためである。

これらの労働者は休暇中または夏休みの間、あるいは放課後に農業労働に従事したのである。1年の大半を雇用農業労働に従事して過したものが22%、農業外労働をして過したものが10%であった（Fig. 2）

請負チーム労働者の大部分は農業外の仕事をもっていなかった。全体として請負チーム労働者が農業労働にあてた日数は少ないものであった。これは主として学生人口が多数を占めるためである。請負チーム労働者の大部分は臨時的又は季節的労働者（年間農業労働従事150日以下）である。

請負チーム労働者が年間をつうじて一番長く続けた仕事のもっとも一般的な賃金形態は時間給であった。（64%）。そして21%が出来高払給であった。しかし、出来高払給の賃金は、この調査データからは分らない。

請負チーム労働者の平均年収は2,772ドルで、そのうち1,936ドルが農業労働によるも

表4 請負チーム農業労働者と請負チーム外農業労働者の
人口動態的・世帯上の特性, 1981

性 格		請負チーム 農業労働者		請負チーム外 農業労働者		性 格		請負チーム 農業労働者		請負チーム外 農業労働者	
総 計		千人	100%	千人	100%			千人	%	千人	%
世帯上の地位	世帯主	72	29*	975	44	教育修了年限別 (全体別)	0～4年	32	13	149	7
	妻	18	7	187	8		5～8	84	33*	472	21
	血縁者	143	57*	994	44		9～11	83	33	690	31
	血縁者以外	17	7	86	4		12	34	14*	602	27
					13年以上		17	7	329	14	
年 令 別	14～17才	95	38*	511	23	教育修了 25才限以上	計	84	100	1,042	100
	18～24	71	29	689	31		0～4年	27	32	133	13
	25～34	36	14	462	21		5～8	32	38	263	25
	35～44	21	8	215	9		9～11	6	7	159	15
	45～54	18	7	162	7		12	8	10*	300	29
	55～64	1	1	103	4		13年以上	11	13	187	18
65才以上	8	3	100	5							
人 種 別	白人	132	53*	1,692	76	世帯 収 入 別 (1)	1,000ドル以下	9	4	61	3
	ヒスパニック	70	28*	257	11		1,000 - 1,999	6	3	44	2
	黒人その他	48	19	293	13		2,000 - 2,999	21	9	58	3
性 別	男	167	67	1,750	78		3,000 - 3,999	10	4	96	5
	女	83	33	492	22		4,000 - 4,999	11	5	85	4
移 動 性	移動労働者	20	8	96	4		5,000 - 5,999	4	2	97	5
	定住労働者	230	92	2,146	96		6,000 - 7,499	34	15	150	7
							7,500 - 9,999	30	13	235	11
							10,000 - 11,999	8	3	224	10
							12,000 - 14,999	7	3	224	10
							15,000 - 19,999	13	6	289	13
						20,000 - 24,999	33	14	222	10	
						25,000 - 49,999	38	16	301	14	
						50,000ドル以上	7	3	63	3	

* 95%信頼水準で請負チーム外労働者の
比率との有意差あり

(1) 面接されたものの一部は世帯収入の質
問に答えなかった。

出所：前表と同じ

表5 請負チーム農業労働者と請負チーム外農業労働者の就業上の特性, 1981

性 格		請負チーム農業労働者		請負チーム外農業労働者	
総 計		250千人	100%	2,242千人	100%
ふだんの主な業態	雇用農業労働	54	22	651	29
	農業経営	0	0	62	3
	その他農業労働	0	0	28	1
	農業以外労働	25	10*	395	18
	失業	10	4	77	3
	非労働力	25	10	174	8
農外労働	家事	25	10	174	8
	通学	122	49*	736	33
	その他	14	5	119	5
農外労働	農業外労働をした	92	37	922	41
	しなかった	158	63	1,320	59
農業労働日数	25日未満	100	40	870	39
	25～74	70	28	468	21
	75～149	42	17	268	12
	150～249	28	11	253	11
	250日以上	10	4*	383	17
請負チームリーダの農業労働日数	25日未満	126	51	NA	NA
	25～74	70	28	NA	NA
	75～149	24	9	NA	NA
	150～249	24	10	NA	NA
	250日以上	6	2	NA	NA
賃金形態	時間給	159	64	1,232	55
	日給	26	10	289	13
	週給	4	2	209	9
	月給	1	0	160	7
	出来高給	52	21*	210	10
	その他	8	3	142	6
農外労働日数(1)	全労働者	91	100	922	100
	25日未満	21	24	153	16
	25～74	39	43*	203	22
	75～149	12	13	180	20
	150～249	13	14	214	23
	250日以上	6	6*	172	19

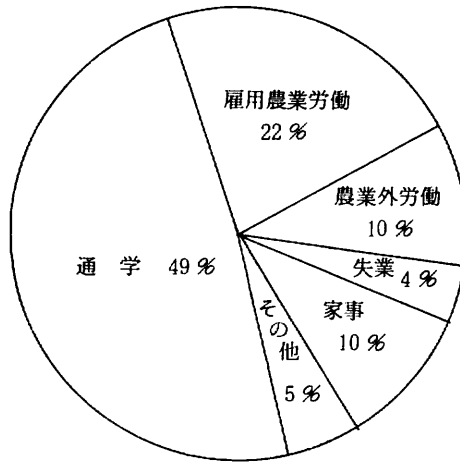
NA = 利用不可能

* 95%信頼水準で請負チーム外農業労働者の比率との有意差あり

(1) 1年の間に農業労働のほかに農外労働をした人についてのものである。

出所：前表と同じ

Fig. 2 請負チーム労働者のふだんの主な業態 1981



出所：前表に同じ

のであった (表6)。

表6 請負チーム農業労働者と請負チーム外農業労働者の収入, 1981

	請負チーム農業労働者 (1)	請負チーム外農業労働者
年 収 入	2,772 ドル	4,470 ドル
農 業 労 働	1,936	2,740
農 外 労 働 (2)	2,446	4,204
時 間 給(3)	3.58	3.70
日 給	25.78	24.66
農 外 労 働	8.38	11.60

- (1) 統計的有意差検定は基数が5万人より小さい場合には行われなかった。
- (2) 農外労働収入は農業労働と農外労働の両方を行った25千人の請負チーム労働者、395千人の請負チーム外労働者にかんするものである。一方、年収入計は農外労働をやらない労働者も含めた全農業労働者についてのものである。したがって、この農業労働収入と農外労働収入は合計できない。
- (3) 時間給はこれを受けた請負チーム労働者26千人と請負チーム外労働者289千人についてのものである。

出所：表5に同じ

請負チーム労働者のおよそ半は年世帯収入2万ドル以上層からでている（表4参照）。

したがって平均年収2,772ドル以下という請負チーム労働者は、おそらく、自分たちの家の世帯収入に寄与することはほとんどないと言ってよい。

(3) 労働日数別にみた請負チーム労働者の特徴

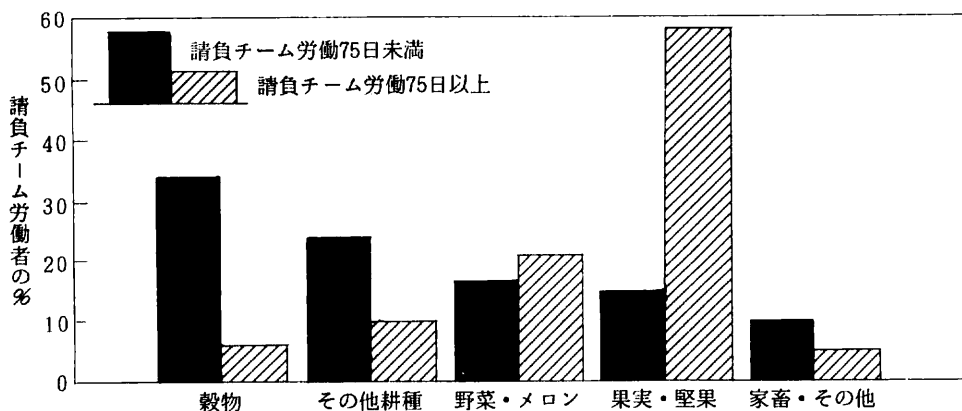
請負チーム労働者の性格は、彼等の請負チーム内労働期間の長さによって大いに異なる。

(表7)

請負チーム労働日数75日未満の短期労働者は請負チーム労働者全体の79%を占める。

その大部分は学生(60%)であり、75%が25才以下であった。大半は白人(61%)であり、調査が行われた時点では、南東部、北中央五大湖、中央部、南太平洋沿岸部の地域に所在していた。その34%が穀物生産、17%が野菜・メロン生産、15%が果実・堅果生産に従事していた (Fig. 3)

Fig. 3 請負チーム労働日数別にみた主な農業活動 1981



(1) 主な農業活動により分類

出所：表7に同じ

表7 請負チーム労働日数別にみた請負チーム労働者の性格, 1981

性 格		短 期 (請負チーム労働) 75日以下)		長 期 (請負チーム労働) 75日以上)		性 格		請負チーム労働 (75日以下)		請負チーム労働 (75日以上)	
総 計		196千人	100%	53千人	100%			67千人	34%	4千人	6%
連邦標準地域	I ニューイングランド	4	2	0	0	主 要 農 業 活 動	穀 物	67	34%	4	6%
	II ニューヨーク・ジョージ	0	0	0	0		綿 花	13	7	0	0
	III 中部大西洋	3	1	0	0		た ば こ	16	8	3	5
	IV 南 東 部	39	20	14	26		そ の 他 耕 種	17	9	2	5
	V 北中央五大湖	45	23*	0	0		野 菜・メロン	33	17	11	21
	VI 南 西 部	21	11*	1	1		果 実, 堅 果	29	15*	31	58
	VII 中 央 部	40	20	3	6		肉 牛	2	1	0	1
	VIII 山 岳 部	3	2	3	5		酪 農	3	1	0	0
	IX 南太平洋沿岸部	29	25*	29	55		そ の 他 畜 産	3	2	0	0
	X 北太平洋沿岸部	12	6	3	7		種 苗, 温 室	11	5	0	0
						そ の 他	2	1	2	4	
賃金形態	時 間 給	141	72*	18	34	教 育 修 了 年 限 別	0 - 4 年	20	10	11	21
	日 週 給	20	10	6	11		5 - 8	56	29	28	52
	月 給	4	2	-	-		9 - 11	76	39	7	14
	出 来 高 給	0	0	1	2		12	28	14	6	11
	そ の 他	6	3	1	3		13 年以上	16	8	1	2
ふだんの主な業態	雇用農業労働 農外労働 失 業 家 事 通 学 そ の 他	非労働力	25日未満	99	50*	0	0				
			25 - 74	70	36*	0	0				
			75 - 149	21	11*	21	40				
			150 - 249	6	3*	22	41				
			250日以上	0	0*	11	19				
農外労働	農業外労働をした しなかつた	世帯上の地位	世 帯 主	44	22*	28	53				
			妻	14	7	3	6				
			血 族 外	129	66*	14	26				
年 令 別	14 - 17才 18 - 24 25 - 34 35 - 44 45 - 54 55 - 59 60 - 64 65才以上	世帯収入別	1,000ドル以下	1	1	8	19				
			1,000 - 1,999	6	3	0	0				
			2,000 - 2,999	17	9	4	8				
			3,000 - 3,999	8	4	2	4				
			4,000 - 4,999	11	6	0	0				
			5,000 - 5,999	3	2	1	3				
			6,000 - 7,499	20	10	14	33				
			7,500 - 9,999	23	12	7	16				
人種別	白 人 ヒスパニック 黒人その他	(1)	10,000 - 11,999	8	4	0	0				
			12,000 - 14,999	7	4	0	0				
			15,000 - 19,999	13	7	0	0				
			20,000 - 24,999	30	16	3	7				
			25,000 - 49,999	34	18	4	10				
移動性	移動労働者 定 住		50,000ドル以上	7	4	0	0				

-- は推定値500未満。

* 95%信頼水準で長期請負チーム労働者の比率との有意差あり

(1) 面接したものの一部は世帯収入の質問に答えなかった。

出所：前表と同じ

短期請負チーム労働者の72%は時間給であるのに対して13%が出来高給で支払われた。教育水準は低く78%が高校を修了していない。しかし、これら労働者のほぼ半分は14~17才であり、多くは学校の休みの間に請負チーム労働に従事しており、その間やはり通学していた。短期労働者はほとんど移動労働をしていない。

短期労働者の平均年収は1,929ドルで長期労働者の1/3にすぎなかった(表8)。

表8 請負チーム労働日数別の平均収入, 1981

	短 期 (請負チーム労働75日未満)	長 期 (請負チーム労働75日以上)
年 計	1,929 ドル *	5,776 ドル
収 入 { 農 業 労 働	954 *	5,541
日 給 ・ 農 業 労 働	24.96	28.77

* 95%信頼水準で長期請負チーム労働者との有意差あり

出所：前表と同じ

このグループのほぼ50%は年収すくなくとも12,000ドルの世帯、40%は20,000ドル以上の世帯に属していた。

大部分の短期請負チーム労働者にとって、農業賃労働収入は、おそらく世帯の収入のうち重要なものではなかったであろう。

しかし、このグループの35%は年世帯収入7,500ドル未満であったから、これらの労働者にとっては、請負チーム労働による賃収入はおそらく世帯収入の重要な助けとなったと思われる。請負チームで75日以上働いた長期労働者は短期労働者とは著しく異なった性格をもっている。これら長期労働者の大部分にとって雇用農業労働が1年をつうじて主要な活動であった。これら労働者の約1/3が25才以下、2/3が25~54才であった。

したがって、一般に、短期の請負チーム労働者が世帯主の血族で、25才未満で、ふだんの主な業態が学生であったのと対照的に、長期労働者の大部分は働き盛りの世代で、かつ、世帯主で、世帯収入の大きな部分を受けもっていた。

短期労働者の人種的構成も長期労働者のそれと異なる。すなわち、長期労働者の大半は少数民族から成るが、一方、短期労働者の多くは白人であった。

長期労働者のほぼ60%はヒスパニック、19%が黒人・その他の人種グループより成っていた(しかし、黒人・その他は2つの労働者グループにおいて数のうえでは大きな違いはなかった)。調査実施時点において、長期労働者の55%は南太平洋沿岸部、26%は南東部

に所在した。58%は果実・堅果の生産、21%が野菜・メロンの生産の仕事をした。長期労働者は短期労働者よりも集約的作物、とくに果実・堅果の仕事に依存している。

南太平洋沿岸部と南東部地域では気候が良好なので、果物や野菜がそのほかの地域よりも長期間にわたって生産される。このことが労働者に対して、ほかの地域よりも多い農業労働日を与える。それにも拘らず、これら労働者の1/4は、1981年には、若干の移動農業労働に従事した。長期労働者の半分は出来高給で支払われ、1/4が時間給で支払われた。これと対照的に、短期労働者の72%は時間給、13%が出来高給で支払われた。このようなちがいは、主として、彼等が従事した作物の種類の違いに原因があった。野菜・果実の収穫では、出来高給の支払が、ほかの種類を支払形態よりも一般的な慣行である。長期請負チーム労働者は短期のものよりも野菜や果実の収穫作業に働くことがより多いようである。

長期労働者の教育水準は低い。このグループでは、わずか13%が高校教育を終了しているにすぎない。正規教育のこの低さは、このグループがより一そうの教育や訓練をうけるのでなければ経済状態改善の限界となるであろう。

長期労働者の平均年収は1981年には5,776ドルで、短期労働者のそれより著しく大きかった。(表8をみよ)この年収計のうち5,541ドルは農業の賃収入であった。

このグループ労働者のほぼ50%は年に6,000～10,000ドルの収入のある世帯からでていた。

さらに34%がもっと低い収入の世帯からでていた。彼等の平均賃収入と世帯収入からすれば、長期請負チーム労働者の世帯収入への寄与は短期請負チーム労働者のそれよりもはるかに大きい。

5. 請負チーム農業労働者と請負チーム外農業労働者の比較

請負チーム労働者と請負チーム外労働者は多くの共通した性格をもっている。両グループとも大部分の労働者は若年層に属し白人であった。多くのものが、通学又は家事従事をふだんの主な業態としていた。このように、両グループとも大部分の労働者は1年の間のほんの短期間を農業賃労働にあてたにすぎなかった。しかし、請負チーム労働者と請負チーム外労働者の間には大きな違いもあった。

(1) 人口動態上・世帯上の特徴

請負チーム労働者では、請負チーム外労働者とくらべてヒスパニック系労働者がより大きな割合を占めている。請負チーム労働者では28%がヒスパニック系であったのにくらべて請負チーム外労働者では11%であった(表4をみよ)。

しかし、両グループとも白人がやはり最大の人種グループを成していた。黒人・その他の割合は両グループにおいて大きな違いはない。

請負チーム労働者は、南東部、北中央五大湖、中央部、南太平洋沿岸地域に集中しており、請負チーム外労働者は、南東部、南西部、北中央五大湖諸州に集中しているようにみえる（表3をみよ）。

南太平洋沿岸地域では、請負チーム労働者が請負チーム外労働者よりはるかに多く存在した。

この地域に請負チーム労働者がより高い割合を占めているのは、果実や堅果の生産に請負チーム労働者がより多く雇われるからであり、又、カリフォルニアを含む南太平洋沿岸地域がこれら農産物の主要生産地帯だからである。

請負チーム労働者は世帯主の血縁者であるものが多く、また、14～24才のものが多く。

しかし請負チーム外労働者は世帯主が多いようである。請負チーム労働者は請負チーム外のものにくらべて教育水準が低く、高校修了者は21%にすぎなかったが、一方、請負チーム外労働者では教育年限12年修了者が41%となっている。教育水準のこのような相異は25才以上の労働者についても同様であった。25才以上の労働者では、請負チーム労働者の23%が高校修了者であったが請負チーム外労働者では47%であった。

(2) 経済上の特徴

請負チーム労働者のほぼ50%は学生であったし、1年のうち主として農外労働に従事したものは10%であった（表5をみよ）。

一方、請負チーム外労働者では33%が学生で1年をつうじて主として農外労働に従事したものは18%となっている。両グループを通じて約25%のものが1年のうち主として雇用農業労働に従事した。

1981年には、両グループとも労働者の多くは農業労働従事日数75日未満であった。しかし、全体的には請負チーム労働者は農業従事はより少ない。請負チーム労働者の平均農業労働日数は70日であって150日以上のもものは15%であった。しかし、請負チーム外労働者では28%が150日以上農業労働に従事したのでこのグループの平均農業労働日数は101日となっている。両グループとも、その収入は合衆国の農業外民間部門の生産労働者の平均年収（1981年に13,270ドル）を大巾に下回っている。

請負チーム労働者の総収入は請負チーム外労働者の62%にすぎなかった（表6をみよ）。

すなわち、請負チーム労働者の年収は2,772ドル、請負チーム外労働者は4,470ドルであった。

請負チーム労働者は農業労働によって1,936ドルを得たが請負チーム外労働者のそれは2,740ドルであった。請負チーム労働者は第一に、農業での労働日数がより少ないことから収入も低かった、また、請負チーム外労働者とくらべて農外の仕事も少なかった。

6. むすび

1981年の調査結果によれば、請負チーム外労働者は、全般的に、請負チーム労働者よりも恵まれた状況にあった。請負チーム外労働者は教育水準もより高かったし、より収入の高い世帯からでて来ていた。これらの相異は請負チーム労働者が請負チーム労働への依存を高めるほど増大している。

大部分の労働時間を請負チーム内で過す請負チーム労働者は、一般に、働き盛り世代の世帯主で、教育水準は低く、また低収入の世帯から出ていた。これらの労働者の多くはより安定したより報酬のよい職業に転ずる機会はほとんどない。彼等の経済状態が就労の機会確保のため農業労務請負人への依存をしばしば強いるのである。これらの人々が法律に違反する無責任な請負人に乗せられやすいといつてよい。

農業労務請負人登録法および移動・季節農業労働者保護法は農業労務請負人のもとで働くこれら農業労働者の労働条件の改善を促進するための重大な措置であった。

罰金と投獄の宣告は請負人に彼等のもとで働く人々を酷使させないために法律の欠くことのできない部分とされた。しかし、労働者の酷使をさらに防ぎ労働条件を改善するには、これらの労働者（とくに1年の大半を雇用農業労働に従事する長期の請負チーム労働者）に対する一そうの教育と訓練が必要である。これらの有利な環境が彼等に農業と農外の好機を広げ、彼等を保護する労働法を一そうよく理解させることになるであろう。

Ⅱ 農業労務請負人の活動と規制

概 要

農業労務請負人は季節労働者と農業の季節仕事とを結びつけて金をかせぐ仲介人である。彼等は一般に道義的に芳しくない評判をえている。100年にわたる経験は弱い立場の労働者を酷使する請負人についての多くの実例を含む記録を与えてきた。

連邦政府は1965年に農業労務請負人の活動の規制をはじめた。連邦規制の一つは農業労務請負人に不法入国又は証明書不所持の労働者を雇用させないようにすることであった。1974年における農業労務請負人に対する連邦規制の強化、そして再度、1982年における農業労働市場での農業労務請負人の重要性を縮小させようとの企図にもかかわらず、農業労務請負活動は拡大しつつある。

労務請負人を利用する農場数ならびに労務請負人に雇用される農業労働者の数は増大しており、労務請負賃金支出額は全農業賃金支出額よりも急速に増大している。

農業労務請負の雇用は農場規模別、商品別、地域別に集中がみられる。これのもっとも重要な利用者はカリフォルニアの大規模な果実・野菜農場である。

農業労務請負人は、少なくとも農業労働者を直接に雇用している農園主（Grower）が雇い入れているのと同じでいどに不法入国労働者を雇用していると思われる。こうして、全農業労務請負労働者の20～30%、および、いくつかの収穫チーム労働者の50～100%は不法入国労働者であることが示唆されている。

労務請負人は労働者1人について千ドルの罰金を課せられるかも知れないのに不法入国労働者を雇用している。なぜならば、大部分の労務請負人は労働省がこの規制を実施するだろうとは確信していないからである。

たとえば、移民帰化局（INS）が120万の不法入国外国人を逮捕した1983年に、労働省は労務請負人によって雇用された1,100人の不法入国労働者を見つけたにすぎなかった。¹⁾

また、1980年代はじめの間に1万5千～1万8千の登録農業労務請負人のうち、わずか173人が不法入国労働者雇用のかどで実際に罰金を課せられたにすぎなかった。

労務請負人の不法入国労働者雇用を禁止する連邦措置にかんする労働省の施行は行政上の不備のゆえに効果がなかった。すなわち、労働省が不法入国労働者を確認するには移民帰化局を頼みにしなければならないという現実が労働省の法施行上の戦略の妨げとなっている。

1) 両機関とも数回つかまる人間を重複して数えている。

労働省は労務請負の違反者に対して一般市民なみの処罰を実施しうるにすぎない。また、労務請負の行動を改めさせる刑事処罰は合衆国司法長官の職務によって実施されるが、合衆国地方弁護士にとっては優先度の低い事項に属する。

法の実施はまた、経済上の動機が強いがゆえに効果がない。すなわち、不法入国労働者の入手の容易なことが労務請負人のまん延を助長し、それが労務請負手数料を引下げ、より多くの請負人に不法入国労働者の雇用をせまる、そして法の実施を一そう困難にする。一般的な雇主制裁法は、雇主の慣行を法律に適應させたり、あるいは、もっぱら法の網をくぐるうえで雇主を一そう機敏にし順應させているように見える。労務請負人のあいだでのこのような雇主の順應性は小規模な未登録請負人のいわゆるまん延、および、多くの農場が直接に労働者を雇用するかわりに農業労務請負チームを利用するという傾向としてあらわれている。

農業労務請負の経験は、雇主制裁法の施行がきわめてむずかしいものであること、そして、不十分な施行が再請負やそのほかの順應形態を生み出していることを示唆している。

1. 農業労働者および農業労務請負人の諸傾向

1982年の合衆国における220万の農場のうち半分よりやや少ない約100万の農場が大かれ少なかれ労働者を雇用した。

これら労働者雇用農場の大部分（約87万農場）が直接に労働者を雇い、14万農場が農業労務請負人をとおして労働者を雇った。

3つの主要な農業商品部門について農場雇主と支払賃金の配分を示せばつぎのとおりである（表1）（表2）。

表1 直接雇用の農場主と支払賃金のシェア

	農場主	支払賃金
畑作農場	42%	32%
畜産農場	50	35
果実・野菜・園芸農場	8	33
農場計	100.0 868,510	100.0 84億ドル

出所：1982年農業センサス

表2 労務請負人を通して雇用した農場主と支払賃金のシェア

	農場主	支払賃金
畑作農場	35%	24%
畜産農場	43	14
果実・野菜・園芸農場	22	62
農場計	100.0 139,229	100.0 11億ドル

出所：前表と同じ

直接雇用の農場主の半分は酪農・家禽を含む畜産農場が占めている。しかし、果実・堅果・野菜農場、および、きのこや花卉の園芸特産物を含む園芸農場はもっとも労働集約的であって、農場数では8%を占めるにすぎないのに支払賃金では全農業支払賃金の $\frac{1}{3}$ を占めている。これらの農場はカリフォルニア、フロリダ、テキサスに集中している。1982年において、これらの州はそれぞれ直接雇用支払賃金全体の22%、6%、6%を占めている。つぎに、1982年に労務請負人を通して労働者を雇用した農場主のうち畜産農場は43%という最大の割合を占めている。しかし、労務請負支払賃金全体のほぼ $\frac{2}{3}$ が果実・野菜・園芸農場により支払われた。このことは、これらの農場では労務請負労働者の集中が、直接雇用労働者よりもはるかに高いことを意味している。

カリフォルニア、フロリダ、テキサスにおける労務請負支払賃金のシェアはそれぞれ全体の38%、18%、8%を占めており、これらを合計すれば合衆国全体の請負支払賃金額の64%となる。

農業雇用、とくに請負労働者は大規模農場に集中している。年農産物販売額50万ドル以上の大規模農場は、直接雇用の賃金支払額では、全体の半分をやや下回り（46%）、請負賃金支払額では、全体の半分をやや上回っている（52%）。（表3）

高額な農業賃金額を支出する大規模雇主は農業賃金支払総額のうち高いシェアを占めている。すなわち、これら農場は直接雇用支払賃金総額の54%、労務請負支払賃金総額の69%を占めた。

1974～1982年のあいだに農場総数は減少しているのに農場の雇用労働は増大した。

しかも労務請負雇用は直接雇用よりも速いテンポで増大している。農業労務請負の拡大はとくに他の動向とてらし合わせて重要である。

第一に、農業労務請負の拡大は、不法入国労働者雇用に対する禁止令を含めて、多くの労務請負人を取引から追放すると予言してきた法令上の規制の強化にかかわらず生じているこ

表3 合衆国の農業雇用，1974～1982

	1974	1982	増減率
雇用農場…直接雇用	831,340	869,837	+ 4.6
支払賃金 (百万ドル)	4,652,000	8,441,000	+ 81.4
雇用農場…労務請負人を通じて雇用	119,385	139,336	+ 16.7
支払賃金 (百万ドル)	512,000	1,104,000	+ 115.6
果実・野菜・園芸農場…直接雇用	56,919	57,412	+ 0.9
支払賃金 (百万ドル)	1,470,000	2,796,000	+ 90.2
シェア	31.6	33.1	
果実・野菜・園芸農場…労務請負人を通じて雇用	16,172	30,711	+ 89.9
支払賃金 (百万ドル)	265,000	683,000	+ 157.7
シェア	51.8	61.9	
販売額50万ドル以上農場…直接雇用	10,934	25,578	+ 133.9
支払賃金 (百万ドル)	1,704,000	3,865,000	+ 126.8
シェア	36.6	45.8	
販売額50万ドル以上農場…労務請負人を通じて雇用	2,626	6,202	+ 136.2
支払賃金 (百万ドル)	205,000	574,000	+ 180.0
シェア	40.0	52.0	
賃金支出5万ドル以上農場…直接雇用	12,367	25,241	+ 104.1
支払賃金 (百万ドル)	NA	4,580,000	NA
シェア	NA	54.3	
大規模雇用農場 ⁽¹⁾ …労務請負人を通じて雇用	3,961	8,415	+ 112.4
支払賃金 (百万ドル)	NA	762,000	NA
シェア	NA	69.0	NA

(1) 大規模雇用農場とは、1974年は労務請負賃金支出1万ドル以上の雇主、1982年は同じく2万ドル以上の雇主。

(2) NA = 利用不可能

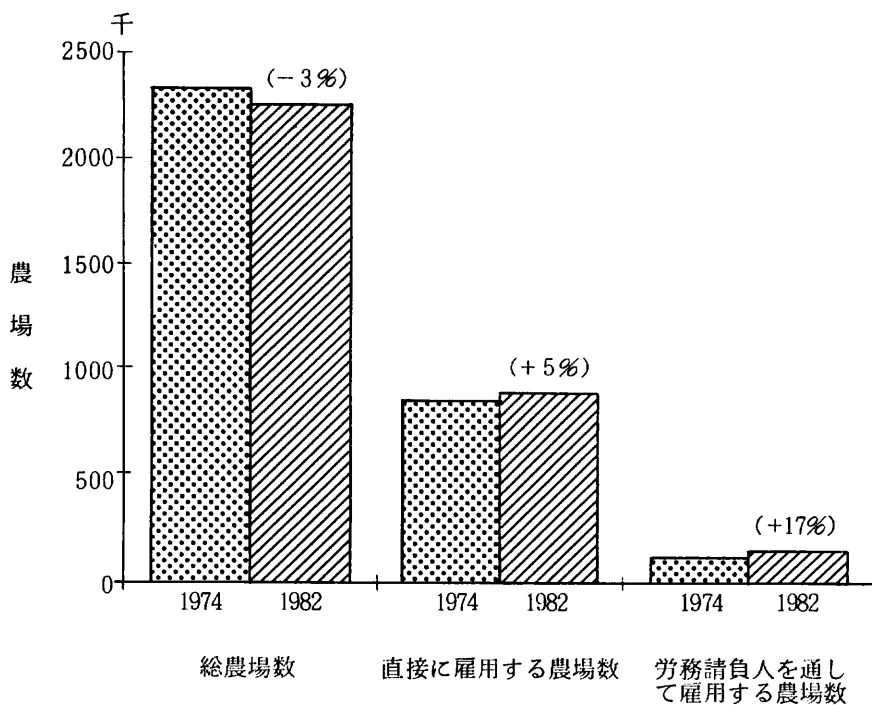
出所：1974および1982年農業センサス

と。第二に、労務請負人の利用拡大は農業生産がより少数のより大きな農場に集中しつつあるのに農業雇用のひろまりを示している。

1978～1982年のあいだに、農場数は3%減少したのに労働者を直接に雇用する農場数は5%、労務請負人を通じて雇用する農場数は17%増加した (Fig 1)。

直接に雇用された労働者に支払われた賃金は81%増大し、労務請負労働者に支払われた賃金は116%増大した。同じ期間に、全体の支払賃金総額に占める労務請負賃金支払額の割合

Fig 1 総農場数，労働者を直接に雇用する農場数，労務請負人を通じて雇用する農場数，1974・1982



出所：1974，1982 農業センサス

は10%から12%に増大した。

また，1978～1982年のあいだに，直接雇用も労務請負雇用もいずれも，(1)果実・野菜・園芸農場に，(2)主要な果・野・園芸州に，(3)大規模雇主にいよいよ集中している。

労務請負人を通じて雇用する果・野・園芸農場の労務請負賃金支払額のシェアは，1974年の52%から1982年の62%に増大している（表3，Fig 2）。

他方，果・野・園芸農場における直接雇用はわずかに増大したにすぎない，すなわち，賃金支払額シェアは32%から33%になった。

合衆国における果実および野菜の主要供給地であるカリフォルニア州では，労務請負の増大と集中が全国とくらべて一段と速いテンポですすんでいる。カリフォルニア州では，賃金支払総額のうち労務請負支払賃金額は15%から19%に増大している。

また，労務請負人を通じて労働者を雇用する農場数は36%増大した。一方，労働者を直接に雇用する農場数は28%の増大であった。カリフォルニアの請負賃金支払額が123%増大したのに対して，直接雇用賃金支払額は74%増大した。テキサスおよびフロリダにおいても労

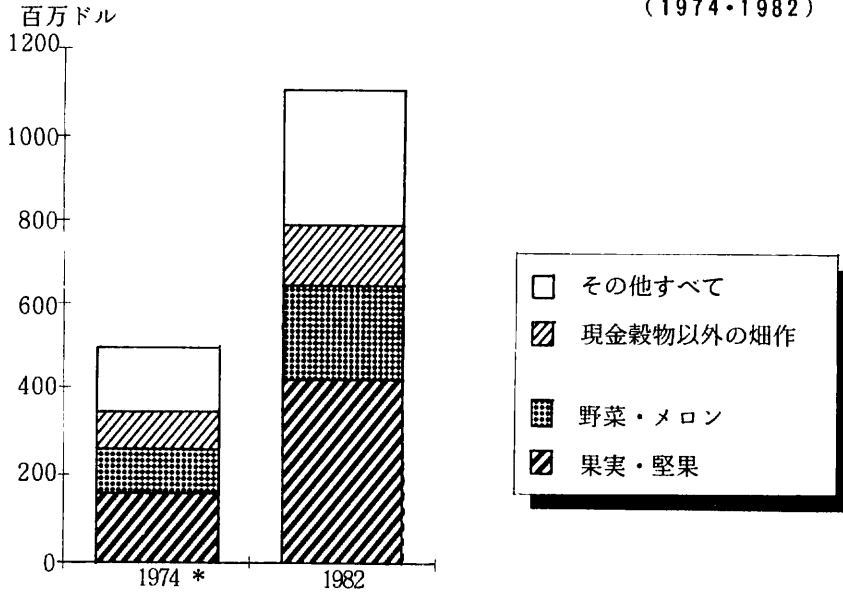
務請負の増大率は直接雇用の増大率よりも大きかった（表4， Fig 3）。

表4 カリフォルニア，フロリダ，テキサスおよび合衆国全体における
労働者雇用農場数および支払賃金額

	1974	1982	増減率
合 衆 国			
(1) 農 場 数	2,314,013	2,240,976	- 3.2
(2) 直接雇用の農場数	831,340	869,837	+ 4.6
(3) 賃金支払額（百万ドル）	4,652	8,441	+ 81.4
(4) 労務請負人を通ずる雇用農場数	119,385	139,336	+ 16.7
(5) 賃金支払額（百万ドル）	512	1,104	+ 115.6
(6) 賃金支払総額のうち労務請負 支払賃金の割合(%)	9.9	11.6	
カリフォルニア			
(1) 農 場 数	67,674	82,463	+ 21.9
(2) 直接雇用の農場数	31,268	40,057	+ 28.1
(3) 賃金支払額（百万ドル）	1,043	1,819	+ 74.4
(4) 労務請負人を通ずる雇用農場数	13,330	18,149	+ 36.2
(5) 賃金支払額（百万ドル）	186	414	+ 122.6
(6) 賃金支払総額のうち労務請負 支払賃金の割合(%)	15.1	18.5	
フ ロ リ ダ			
(1) 農 場 数	32,466	36,352	+ 12.0
(2) 直接雇用の農場数	11,115	12,987	+ 16.8
(3) 賃金支払額（百万ドル）	264	480	+ 81.8
(4) 労務請負人を通ずる雇用農場数	3,795	5,610	+ 47.8
(5) 賃金支払額（百万ドル）	80	201	+ 151.3
(6) 賃金支払総額のうち労務請負 支払賃金の割合(%)	23.2	29.5	
テ キ サ ス			
(1) 農 場 数	174,068	185,020	+ 6.3
(2) 直接雇用の農場数	62,065	63,080	+ 1.6
(3) 賃金支払額（百万ドル）	301	480	+ 59.5
(4) 労務請負人を通ずる雇用農場数	20,948	22,528	+ 7.5
(5) 賃金支払額（百万ドル）	46	88	+ 91.3
(6) 賃金支払総額のうち労務請負 支払賃金の割合(%)	13.2	15.5	

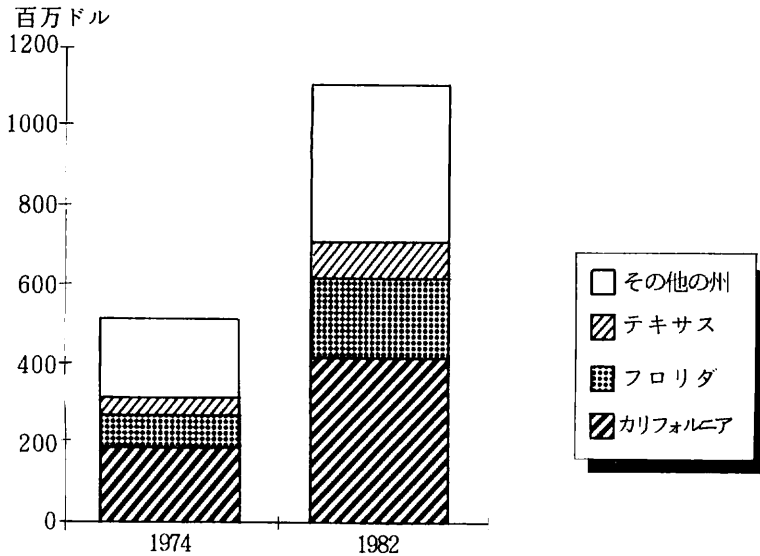
出所：1974，1982 農業センサス

Fig 2 標準産業分類別にみた農場の労務請負資金支払額
(1974・1982)



* : 販売額 2,500 ドル以上の農場
出所 : 1974, 1982 農業センサス

Fig 3 合衆国およびカリフォルニア、フロリダ、テキサスにおける
請負資金支払額 (1974・1982)



出所 : 1974, 1982 農業センサス

大規模農場は、たいがい直接に労働者を雇入れる独自の人事担当部門を持っているにもかかわらず、農業労務請負人の利用を増大させている。1982年に農産物販売額50万ドル以上の農場が支払った請負賃金支払額は合衆国全体の請負賃金支払額の52%を占めていた。これは1974年には40%であった(表3をみよ)。1982年に農産物販売額10万ドル以上の農場は請負賃金支払額の79%を支払った。

労務請負人の利用は農場数が減少した州においてもほかの州と同様に増大をみた。

たとえば、ノースカロライナ州では、労務請負人を雇用する農場数は、1974～1982年において26%増大したが、他方、労働者を直接に雇用する農場は10%の減、農場総数は13%の減であった。ニューヨーク州でも、労務請負人を雇用する農場数は20%増大したが、これとくらべて、労働者を直接に雇用する農場は2%の増、農場総数は3%の減であった。

2. 農業労務請負人にかんする連邦規制

農業労務請負人を規制する必要性は長いあいだ妥当なことであると認識されてきた。

1930年代のはじめから、議会委員会、政府機関、大統領委員会、教会、市民団体などが移動労働者の苦境についての調査を行ってきた。

1960年と1961年の一連の議会公聴会が下院において農業労務請負規制法を通過させることになった。しかし上院は可決しなかった。

下院の報告は、移動労働者の状況を“わが国社会における長いあいだの病める傷口”と呼び“速やかに改善の行動をとらないならばわが国民に対する道義的責任の拒否とみられるであろう”と結論した(合衆国下院, 1961, P3)。

議会の公聴会もまた、移動労働者の貧苦の状態と農業労務請負人の労働者酷使を文書により証明した。

農業労働者は、1960年代のはじめにおいて、いぜん、全国労働関係法、連邦賃金・時間法、失業手当、作業場安全基準、労働者補償、児童労働保護の大部分から排除されていた。農業労働者にとって利用しうる唯一の連邦保護は老令遺族保険、身体障害者保険(社会保障)であった。それも労働者が資格をうるに足るだけの稼ぎのあるばあいに限られた。

9つの州とプエルトリコには農業労務請負人に適用する法又は条例があった。しかし、州高官は、いずれかの州における法の実施も、違反者を別の州に移動させるだけであったと不満を述べた。

最低限25日働いた移動労働者の平均賃金は1日6.25ドルであった。彼等は年に平均109日働いて平均年収681.25ドルをえている(合衆国上院1963, P45)。

労務請負人による労働者に対する多くの酷使は、1963年合衆国議会上院に報告された

『農業労働者チームの概要』（1962年、労働省）によって資料が提供された。

酷使の例として次のものがリストされていた。すなわち、交通費の立替金として労働者に対する不当な代金請求、農業雇主と労働者の双方からの交通費の徴集、交通手段を与えずにチームを見捨てること、労働者を故郷に帰さないこと、勘定不足や量目不足の単位をつくり出したり、出来高当り支払いの基準単位の超過を労働者に要求したりすること、農業雇主から賃金を徴収して労働者には賃金を払わなかったり、賃金未払いのまま労働者を見捨てたりすること、労働者のかせぎから口銭をとること、協定賃金より少なく支払ったり不当な天引をすること、農園主（Grower）から無料で与えられた設備の貸料を労働者に請求すること、農業雇主に水まじした生産数字を提出すること、労働者に支払われるべきボーナスその他を着服すること。上記以外の問題についても資料が提出された。すなわち、未成年者を授業時間内に雇用しようとする一貫した意図、酒や薬の不法販売、賭博、売春の取引など。

1964年に両院議会は1963年農業労務請負人登録法（FLCRA）を可決した。これは1965年に発効した（FLCRAには農業団体およびフロリダ農業労働部のような若干の政府機関の反対があった）。

法律は農業労務請負人の登録に力点を置いた。しかしFLCRAの実施は最低限のものであったし、実際、違反者にはなんの制裁も適用されなかった。1974年に、議会は範囲を拡大して不法入国労働者の雇用を含む違反に対して市民的制裁を適用するよう改めた。法の実施は拡大された。しかし、登録の必要があった農園主（Grower）や包装倉庫経営者のような場所の固定している雇主は声高に反対した。

1983年に議会はFLCRAに代置するべく移動・季節労働者保護法（MSPA）を可決した。そして、農業労務請負人の登録から労働者保護へと焦点を移した。

登録、制裁、労働者保護制度という展開は、農業部門の効率化をますます推進する一方で農業労働者を保護することの困難さに対する議会の挫折感を少なからず反映している。

3. 不法入国労働者と農業労務請負人

不法入国労働者雇用禁止はほかの大部分の条項よりも実施は一そう困難である。

労働省は、通例、不法入国の外国人を発見するのに移民帰化局（INS）に依存している。

もし労働者が“明白に”不法入国者であるならば、たとえば、もし労働者が自分の身分の不法性を認めるならば、労働省は、FLCRA又はMSPAによる審査をへて農業労務請負人に出頭を命じるにすぎない。

たいていの場合、労働省の審査官は、移民帰化局から受取った逮捕記録によって逮捕された労働者の雇主としてリストされた労務請負人に出頭を命じるか、又は、不法入国労働者を

雇用する労務請負とみられる雇上の調査を開始する。このような法施行手続のため、労働省の認定は労務請負人のほんのわずかな部分が不法入国労働者を雇用しているとの見方に帰着することになる。

1980年代のはじめには、毎年、平均173人の労務請負人が不法入国労働者を雇用したかどで罰金を課せられた。

Fig 4は、1980～1983に主要農業地域において、不法入国労働者を雇用して発見された労務請負人の数を示したものである。

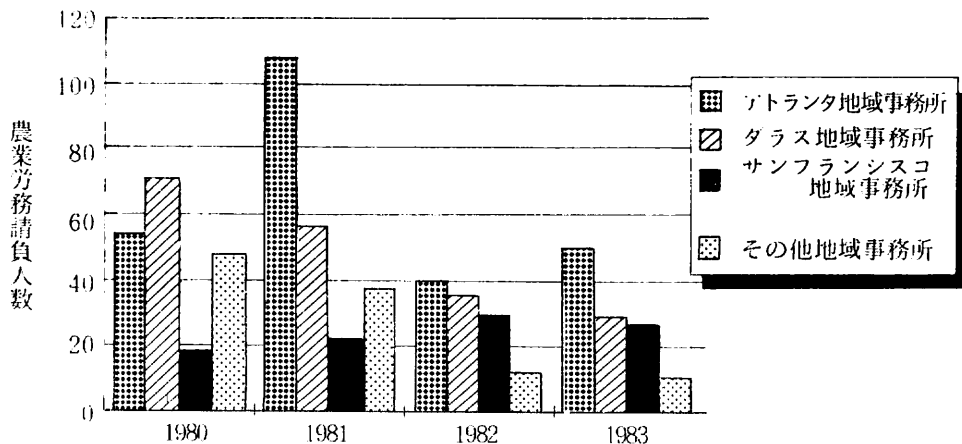
また、Fig 5は、これらの労務請負人に雇用されたと労働省が認定した不法入国労働者の数を示している。

1973年、カリフォルニアにおける下院委員会の証言は、農業労務請負人が不法入国労働者の主要な使用者であることを明らかにした。そして、労務請負人は不法入国労働者を使用しなければ利益がえられないと明言した（合衆国議会下院1973）。

しかし、南太平洋沿岸地域において登録された約4,500の労務請負人および同使用人のうち、毎年平均わずか21人が不法入国労働者を雇用したかどで出頭を命ぜられたにすぎなかった。

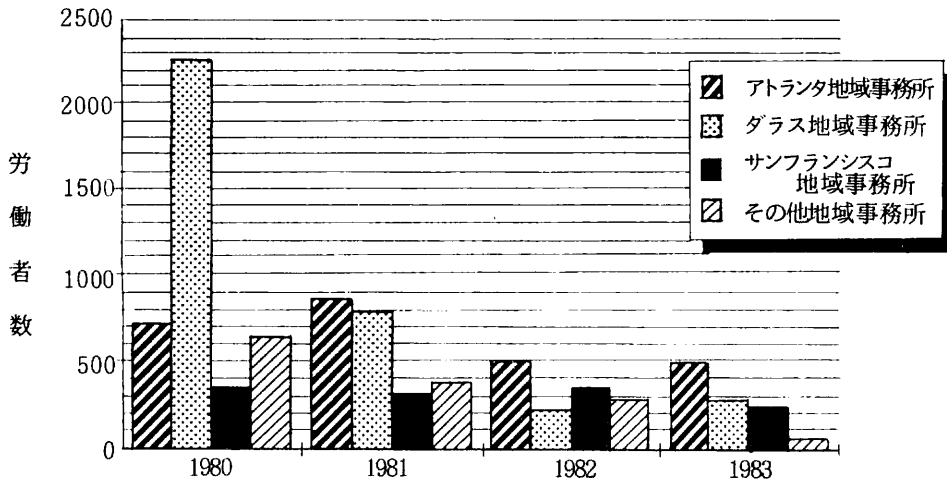
予想されたとおり、不法入国労働者を雇用したとみなされた労務請負人の数は法施行活動時間数と密接に関連している（Fig 6）。

Fig 4 不法入国労働者を雇用した労務請負人の数、
1980～1983



出所：労働省雇用基準局，FLCRA/MSPA 協力活動の地域別概要
1980～1983

Fig 5 労務請負人により雇用された不法入国労働者の数。
1980～1983



出所：前図と同じ

Fig 6 不法入国労働者を雇用した労務請負人の数と
法施行活動時間数。1980～1983

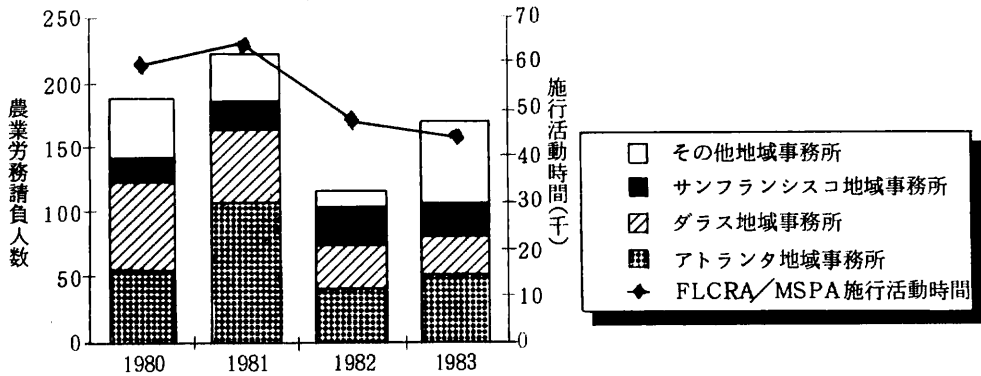
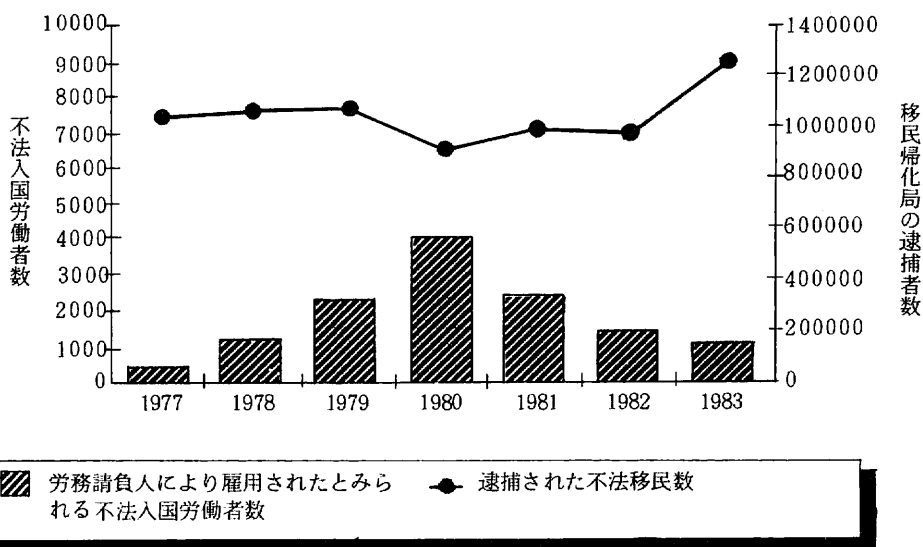


Fig 7は1980～1983年の間に、毎年労務請負人に雇用されたとみられる不法入国労働者数と移民帰化局によって逮捕され国外追放された外国人の数を比較したものである。

かって、労務請負人に雇用されたとみられる不法入国労働者の最大数は、1980年の4,000人であった。そのとき以来、その数は1983年の1,100人以下に減少している。ところが一方、移民帰化局による逮捕者数は120万人に増大しているのである。

Fig 7 労務請負人により雇用されたとみられる不法入国労働者数と移民帰化局による逮捕の不法移民の数



出所：労働省雇用基準局FLCRA/MSPA協力活動の地域別概要，1980 - 1983 および移民帰化局年報，1977 - 1983

カリフォルニアにおいて、農業労務請負人により雇用されたとみられる不法入国労働者の数は、1980～1983で、毎年平均わずか312人にすぎなかった。

ところが、カリフォルニアの農業労働者の30%が不法入国者であったという1975年の移民帰化局の推定、あるいは、25%が不法入国者だというマーチン、マイズ、ディアスの推定（1983）は、カリフォルニアの労務請負人が労働省の認定した数のほぼ600倍に及ぶ約18万5千人の不法入国労働者を毎年雇用していたことを示している。

移民帰化局は、ある5ヶ月の間に、フレズノ地域において、ある一つの農業労務請負のもとで働いている180人以上の不法入国労働者を逮捕した（合衆国議会下院 1975）。

不法入国者の雇用の禁止を移民帰化局を通して間接的に実施することが、労働省の法実施戦略を策定する力を制限し、特定の作物への偏りをひきおこしている。

移民帰化局の農業“手入れ”は労働者の発見と逮捕がより容易な作物に集中する傾きがある。たとえば、柑橘労働者の半分以上は不法入国者だという指摘にもかかわらず、柑橘よりも胡椒のような背の低い並列状の作物において、より多くの不法入国労働者が逮捕される。

ベンチュラ郡の柑橘業にかんするある研究は、メキシコ人労働者に2種類の異なる部分があることを示した。

“上層”部分は、合法的入国者であった、かつてのブラセロから成り、労働組合契約の下でかなりの付加給付のある安定した仕事についている。“下層”部分は、職業的な農業労働請負人により募集され、はるかに低い報酬と恩典のもとで仕事の保障もない主としてメキシコからの不法入国の移動労働者から成っている（コーネリウス他『サンフランシスコ湾岸地域におけるメキシコ人移民』UCSD, 1982）。

労働省による雇主制裁法の実施は、この機関を、不法入国労働者との関係で矛盾した立場に置いている。労働省の仕事の主な部分は公正労働基準法（FLSA）の最低賃金と超過勤務賃金の規定の実施である。この規定によって徴収した金額は、1982年で、合計130万ドルに達し、50万以上の労働者に支払われた（表5）。

労働省は不法入国雇用の疑いのある産業又は雇主を、その最低賃金実施活動の目標としている。

表5 公正労働基準法およびFLCRA/MSPA罰金に基づく
労働省徴収の不当支払賃金、1980～1981

	1980	1981	1982	1983
賃金不当支払総額(千ドル)	110,900	127,300	130,200	114,010
従業員	623,000	687,000	578,000	440,161
農業賃金不当支払額(千ドル)	4,000未満	3,392	2,402	NA
従業員	19,864	18,281	14,329	NA
FLCRA/MSPAによる 市民なみ現金罰の査定総額(千ドル)	1,000未満	1,387	1,239	651
FLCRA/MSPAによる 不法入国労働者雇用数の査定(千)	241	393	587	426
従業員	3,995	2,364	1,343	1,072

出所：労働省年報、1980～1983、同雇主基準局、賃金・時間実施活動概要、1980～1983

MSPAによる労務請負人の審査といった雇主制裁法が実施されている状況下では、労働省は不法入国労働者のために未払賃金を徴収すると同時に、彼等を雇ったかどで、その雇主に罰金を課する立場にある。

この2重の役割が不法入国労働者に公正労働基準法違反の不满をのべることを思いとどまらせ、最低賃金施行の有効性を減退させている。雇主制裁法がすべての産業に影響を及ぼすならば労働者に対する利害の矛盾は著しく拡大するであろう。

訳者あとがき

1. アメリカ合衆国の農業労務請負制にかんするさいきんの状況を語る資料2編を紹介する。一つは、農務省経済調査局エコノミスト、スーザン L. ポラック解説の『アメリカ合衆国における農業労務請負制』（農務省経済調査局、農業経済リポートNo 542、1985年11月刊）であり、もう一つは、カリフォルニア大学デービス校農業経済学科教授フィリップ L. マーチンおよび、同校客員エコノミスト・弁護士スーザン・ポーペル共著の『農業労務請負人の活動と規則』（カリフォルニア大学ジャーニーニ基金、Giannini Information Series No.86-3、1986年6月刊）である。前者は全訳だが、後者は主要章節についての抄訳である。
2. アメリカにおいて農業の労務請負人があらわれるのはほぼ一世紀前にさかのぼるとされている。

農業労務請負人とは、一般に、農業の季節仕事と就労機会を求めている労働者とを結びつけることをもって職業とする者である。

農業労務請負制は、地域的には、カリフォルニアを中心とする南太平洋沿岸部、テキサスを中心とする南西部、フロリダを中心とする南東部、それに、オハイオ、ミシガン、インジアナを中心とする北中央五大湖地域に集中して行われ、又、果実、野菜、園芸作部門の大規模農場に集中している、これらは昔も今も変りはない。

1950年代はじめのカリフォルニアにおける農業労務請負制を詳細に研究したL. H. フィシャー（L. H. Fisher, The Harvest Labor Market in California, 1953）が述べたように、農業者が労働者の募集や労働者への仕事の割当および監督といった伝来の仕事から手をひきつつ純粋の企業家に成長してくるとともに、労働者の雇主としての労務請負人があらわれ、これらの仕事を引き受けるようになったのである。

3. 農業労務請負人は、ある意味では、農業労働市場をいくらか組織化する役割を果たしてきたとも言えるが、これがつねに論議のまとなってきたのは、彼等の労働搾取者、寄生者としての悪評があまりにも高いがためである。

連邦政府は1960年代中頃より労務請負人の活動の法による規制にのり出した。すなわち、1963年農業労務請負人登録法制定、1974、1976、1978年の同法改訂、1982年移動・季節労働者保護法制定といった具合である。しかし、これら法規制の強化も労務請負人の悪辣な活動を規制するうえでほとんど実効がなかった。

4. ここに紹介した2編のうち、はじめの農務省ERS報告では、労務請負人は農場主と労働者の間であって、有無相通ずる合理的中介者であるかのように解説されており、請負人規制法の効果についても肯定的評価が下されている。しかし、あとのGiannini報告は、これ

と対照的である。

連邦政府の法規制強化の企図にもかかわらず、農業労務請負人の活動は拡大している。

そして、従来、労働者を直接に雇用していた農場主のなかにも、さいきんでは、労務請負人を通ずる雇用に切り替える傾向がでてい

しかも、労務請負人の雇用する労働者の大きな部分は、いわゆる証明書不所持（undocumented）の不法入国外国人労働者（illegal alien workers）であるという。

この点、農務省報告が請負チーム労働者の多くが白人、学生のアルバイトであるかのよう

に描いているのはきわめて問題であろう。W. H. フリードランド（カリフォルニア大学サンタ・クルーズ校社会学教授）も指摘しているように多くの州において、季節的労働者、移動労働者は、とくに不法入国労働者も含めれば、圧倒的にヒスパニックである。（W. H. Friedland “The Labor Force in U. S. Agriculture”, Food Security in the United States, ed. by L. Bush and W. B. Lacy, 1984）

農務省報告のもとになっているデータは、商務省センサス局が実施する全国約6万のサンプル世帯にかんする人口現況調査（CPS）の12月調査に付帯して行う農業賃金労働者調査の結果によるものである。この調査は多くの問題点をもっているが、とくに、膨大な不法入国労働者をとらえていない点はその調査結果の信頼性を著しく低めている。〔これらの点については統計研究参考資料No20『アメリカ農業労働者調査報告』訳者あとがき参照〕

5. 労務請負制に一貫して反対し、これの廃止を求めて運動を展開してきたのが農業労働者組合であった。そこで以下、かんたんに現在活動中の主要なアメリカ農業労働者組合の動きにふれておく。

まず、シーザー・チャベス（チカノ）が指導するUnited Farm Workers of America, AFL-CIO アメリカ統一農業労働者組合（UFW）は、1962年の創立以来、農業労務請負制を廃止して組合経営の労務周旋所（hiring hall）をもって代替するという雇用・労働条件にかんする労働者管理の要求をかかげて運動を展開してきた。

チャベスの非凡な統率力により今世紀最大の成果をあげたと評されるその運動はストライキとボイコットにより、ぶどう、柑橘、レタス、とまとなどの農園主（グロワー）＝アグリビジネスと対抗しつつカリフォルニアを本拠に展開されているが、フロリダ、テキサスでも組織化に手をつけている。しかし、組合員は1970年代末の約5万のピークを経て、1984年において、約3万と言われる。（潜在の対象者はカリフォルニアだけでも20万人以上とみられる）

この数年、運動は停滞をつづけているようにみえるが、現在（1986年）、有毒農薬使用規制を前面にかかげて生食ぶどう購入の集団的ボイコットを訴える“怒りのぶどう”運動を

展開しつつもりかえしをはかっている。

ところで、UFWは、不法入国労働者については、その存在が国内労働者の賃金と労働条件の引上を無にするものであるのに加えて、しばしば、これら不法入国労働者がUFWのストのさいスト破りとして雇われたことから、これの合衆国からの締出しを求めている。この点をめぐって、不法入国農業労働者組織と対立状態となっている。

不法入国農業労働者を代表する組織は、Arizona Farmworkers' Union アリゾナ農業労働者組合（AFU）である。これは1979年ルーペ・サンチェス（チカノ）によって創立され、柑橘、たまねぎ、メロン、レタスなどの圃場を中心に組織化活動を行い、ストライキによって賃金引上、住宅・医療の保障などを獲得し大きな成果をあげている。

さらに現在、活発な運動を展開しているもう一つの農業労働者組織は、インジアナ、ミシガン、オハイオ3州が境界を接する地域を中心にして、たまねぎ、きうり、とまとなどの圃場で働く労働者の組織化活動を展開しているFarm Labor Organizing Committee 農業労働者組織化委員会（FLOC）である。

これは1967年バルデマル・ヴェラスケス（チカノ）により創立された。さいきんの成果は、本年（1986）2月、7年におよぶボイコット斗争のすえ、キャンベルスープ社、これと生産契約を結ぶ、とまと・きうり農園主（Grower）、そしてFLOCの三者間労働協定を達成したことである。この三者間協定とは、FLOCが要求する農業労働者の賃金引上分を、彼等の雇主である農園主（グロワー）が契約生産物をアグリビジネス企業（キャンベルスープ社）に売渡すさいの受取価格の中に含めて支払うことをアグリビジネス企業に承認させるというものである。

このような協定はアメリカ農業労働運動史上はじめてのもので、農業労働者の賃金・労働条件の引上にとって画期的意義をもつものとの評価を受けている。しかし、これの実施はすでに生産現場において、労務請負人のはげしい妨害を受けている。FLOCはさらに、農薬の使用規制、労務請負制の廃止を求めて動きつつある。つぎの目標はオハイオ最大のとまと加工会社ハインツ（本拠はピッツバーグ）に向けられており、この冬期の交渉をつうじて1987年3月の協定成立を目ざしている。

6. さいごに、日本語訳の本誌掲載を快諾されたSusan L. Pollack に感謝する。なお、訳出は喜多克己が担当した。

統計研究参考資料 No.26

1986年12月

発行所 法政大学日本統計研究所

〒194-02 東京都町田市相原町4342

TEL. 0427-83-2325・2326

発行人 鴨 沢 巖